

別表

(1) 利用者負担額

対象収入による階層区分		利用者負担月額
A	1,200,000 円以下	0 円
B	1,200,001 円以上 1,300,000 円以下	4 , 0 0 0 円
C	1,300,001 円以上 1,400,000 円以下	7 , 0 0 0 円
D	1,400,001 円以上 1,500,000 円以下	1 0 , 0 0 0 円
E	1,500,001 円以上 1,600,000 円以下	1 3 , 0 0 0 円
F	1,600,001 円以上 1,700,000 円以下	1 6 , 0 0 0 円
G	1,700,001 円以上 1,800,000 円以下	1 9 , 0 0 0 円
H	1,800,001 円以上 1,900,000 円以下	2 2 , 0 0 0 円
I	1,900,001 円以上 2,000,000 円以下	2 5 , 0 0 0 円
J	2,000,001 円以上 2,100,000 円以下	3 0 , 0 0 0 円
K	2,100,001 円以上 2,200,000 円以下	3 5 , 0 0 0 円
L	2,200,001 円以上 2,300,000 円以下	4 0 , 0 0 0 円
M	2,300,001 円以上 2,400,000 円以下	4 5 , 0 0 0 円
N	2,400,001 円以上	5 0 , 0 0 0 円

(注 1) この表における「対象収入」とは前年(1 月から 3 月までは前々年)の収入(社会通念上収入として認定することが適当でないものを除く)から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

(注 2) 夫婦で利用する場合については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、合算額の 2 分の 1 をそれぞれ個々の対象収入とし、その額が 1 5 0 万円以下に該当する場合の夫婦それぞれの利用者負担月額については、上記表の月額から 3 0 % 減額した額(この額に 1 0 0 円未満の端数がある場合はその端数を切り捨てた額とする。)とする。

(2) 光熱水費

生活支援ハウスの利用に伴う光熱水費の実費

(3) 生活支援ハウスの運営に要する経費の科目 (第 1 5 条第 3 項関係)

科目	定義	社会福祉法人会計基準 における対応科目
報酬	非常勤職員が行う勤務に対する 給付。ただし通勤手当を含まない	非常勤職員給与
給料	常勤職員に対する給与	職員俸給
職員手当等	常勤職員に対する諸手当及び 退職金	職員諸手当・退職金
共済費	職員共済等の掛け金及び 社会保険料	退職共済掛金・法定福利費
賃金	アルバイトに対する給与	非常勤職員給与
報償費	講師などの謝礼金、 職員表彰にかかる表彰金	
旅費	職員の出張旅費、 非常勤職員の通勤手当	旅費交通費
需用費	施設運営に要した物品の取得 及び修理の経費で、その効用が 比較的短期間に消費されるもの	消耗品費・器具什器費・ 印刷製本費・燃料費・会議費・ 教養娯楽費(雑誌など)・ 水道光熱費
被服費	職員に貸与する制服の費用	福利厚生費
修繕料	建物及び設備、備品を維持管 理するための修繕費用	修繕費
役務費	通信・物品運搬の費用、広告 経費、手数料、火災・損害保険料	通信運搬費・広報費・手数料・ 損害保険料
委託料	外部に業務委託を行ったもの にかかる経費	業務委託費
備品購入費	施設運営に要する備品の取得 に要する経費	固定資産取得支出
使用料及び賃借料	土地、建物、備品などを賃借 するために支払った費用	賃借料

(注 1) 表中の科目は、地方自治法施行規則 (昭和 2 2 年内務省令第 2 9 号) 第 1 5 条別記に掲げる節をいう。